

2017年6月2日

声明

教科書の統制強化につながる「教科書の改善について（報告）」に反対します

日本出版労働組合連合会
教科書対策部

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、2017年5月23日、文部科学大臣に対し「教科書の改善について」を報告しました。その内容は、(1)次期学習指導要領の実施に向けた教科用図書検定基準の改善、(2)デジタル教科書の導入の検討に関連した教科用図書検定基準等の改善、(3)検定手続を改善するための教科用図書検定基準等の改善、です。

文科省は、この報告をもとに検定基準を改定し、2018年度小学校教科書の検定から適用するとしています。(1)(2)(3)ともに、多くの問題を抱えています。出版労連はとりわけ(1)中の社会科、地理歴史科および公民科における規定の見直しと、(3)は手続き上の問題を超越する政治的な意図が含まれており、問題が大きいと考えます。

(1)に関しては、2014年1月の社会科・地理歴史科及び公民科検定基準改定を再確認しなくてはなりません。すなわち①特定の事柄を強調しすぎない、②通説的な見解のない数字の扱い、③政府見解を記述する、などの規定の付加です。報告は、その改定を「個々の記述だけでなく、単元や題材、節、見開きページなど一定のまとまり」にまでひろげました。個々の文章にとどまらず、とりあげるテーマ全体を見直さざるを得なくなる可能性があります。これは、教科書の内容についての国家権力による著しい統制となります。申請者は、白表紙本作成段階から自粛や自制をせざるを得なくなるでしょう。こうした学問の自由や研究成果の蓄積をないがしろにする改定には強く反対します。

(3)について報告は「検定申請者の在り方」との見出しで、採択に関して従来からある「発行者資格の取り消し」や「発行指示を行わない」という制裁措置に加え、検定申請・審査に関するペナルティとして、不正があれば「申請図書の内容審査に入ることなく不合格にすることが考えられる」としています。この報告の背景には「白表紙本謝礼支払い問題」があるものと思われます。もちろん教科書採択を目的に申請図書（白表紙本）を閲覧させ、意見聴取の対価として金品を支払うなどの不正行為は許されるものではありません。しかし、検定審議会が、採択の公正性・透明性を高めるためとして、検定不合格をもちだしたのは不当です。

一方で、「教科書作成に当たって実際に学校現場において使用する教員の意見を聞くこと自体は必要かつ有益」としています。そのうえで「採択・使用する側である」教育委員会についても「教科書採択の公正確保」を求めてもいます。すでに実態として、教科書出版社と教育現場の交流が著しく阻害されはじめています。教育現場も教育委員会も、教科書出版社との関わりを回避するようになっています。報告により、こうした事態がさらにすすむとすれば、結果として、教育現場の要望を教科書に反映させることが難しくなります。

なお、「静ひつな審査環境」が必要だとして、申請図書の取り扱いが厳格化されたのは、2000年から2002年にかけてでした。国会で自民党議員などが集中的に白表紙本の扱いについて取り上げた結果、規制が強化されたのです。このことは、検定の透明性を高めることにはつながらず、かえって密室化を促進させました。報告のように、教育現場と教科書出版社を切り離すような施策では、けっして教科書内容がよくなることはありません。

出版労連はこうした問題を何も解決しない「教科書の改善について」は、教育の国家統制を強めるだけのものであるととらえ強く反対し、撤回と再検討を求めます。

以上